

# オガサワラトンボ保護増殖事業計画

平成 27 年 4 月 21 日

文部科学省

農林水産省

国土交通省

環 境 省

# オガサワラトンボ保護増殖事業計画

文部科学省  
農林水産省  
国土交通省  
環境省

## 第1 事業の目標

オガサワラトンボは、エゾトンボ科に属するトンボの一種で、かつては小笠原諸島の弟島、兄島、父島、母島及び姉島で生息が確認されていたが、現在では、弟島及び兄島の中でもごく限られた池沼やゆるやかな流水域において確認されるのみとなっている。

本種の生息個体数は、異常渇水や台風等による水環境の変化やアカギ、モクマオウ等の外来植物の侵入による在来植生の変化、父島及び母島ではグリーンアノール及びオオヒキガエル、弟島ではノブタ及びウシガエルによる捕食等の影響を受けて減少したものと考えられており、現在ではごく少ない。

本事業は、本種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

## 第2 事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）

## 第3 事業の内容

事業の実施に当たっては、小笠原諸島が固有の島しょ生態系を有していることにかんがみ、島外から、外来種若しくは病害虫又はそれらを保持するおそれのある土壌、資材等を持ち込むことがないように留意する。

### 1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて、次の調査等を実施する。また、この結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する等、本種の保存に資する対策を講ずる。

### (1) 生息状況等の調査及びモニタリング

弟島及び兄島の現在の生息地においては、本種の生息域、生息密度等の生息状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、かつて生息が確認されていた地域においても、再発見の可能性があることから、生息確認のための調査を行う。

あわせて、本種の自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性の把握に向けた調査を行う。

### (2) 生息環境の調査及びモニタリング

生息地及びその周辺における植生、地形、気象等の生息環境の変化を把握するための調査を行い、その変化について定期的なモニタリングを行う。

### (3) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

異常渇水や台風等による水環境の変化、アカギ、モクマオウ等の外来植物の侵入による在来植生等の変化、グリーンアノールによる捕食等、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

## 2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種が自然状態で安定的に存続するためには、本種に好適な生息環境となる池沼やゆるやかな流水等の水環境を含む生態系全体を健全に保つことが必要である。このため、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を十分に踏まえた上で対応策を検討し、本種の生息に適した環境の維持及び改善のために、必要に応じて、次の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用及び開発等の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

### (1) 外来種等による影響の軽減

グリーンアノール及びオオヒキガエルは、父島及び母島での本種の絶滅に大きく影響したと考えられることから、これらの種の弟島及び兄島への侵入の防止を図るとともに、グリーンアノールの侵入が確認された兄島においては、同種の防除を図る。あわせて、父島及び母島においては、本種の生息に適した環境を回復させるため、グリーンアノール及びオオヒキガエルの防除を行う。

また、弟島及び兄島において、アカギ、モクマオウ等外来植物の侵入による在来植生の変化等の影響を受けて生息適地が減少することを防止するため、アカギ、モクマオウ等の外来植物の防除を行う。特に、アカギについては、弟島内での根絶を目指す。

### (2) 繁殖環境の確保

異常渇水や台風等による水環境の変化による影響を緩和するため、人工的な池を設置すること等により、本種の繁殖環境を確保する。実施に当たっては、1 の成果による知見等から得られる生態学的特性を十分に考慮し、その効果的な実施方法を検討する。

### **(3) 生息地等の巡視**

生息環境の保全を図るため、生息地及びその周辺において巡視を行う。

### **3 生息地における密猟等の防止**

本種の密猟を防止するため、生息地における監視や渡船利用者への密猟防止の普及啓発等を行う。また、個体の違法な譲渡し等についても、情報収集に努める。

### **4 普及啓発の推進**

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働き掛けるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

特に、弟島及び兄島へのグリーンアノール及びオオヒキガエルの侵入を防止するため、弟島及び兄島に上陸する可能性のある関係者(関係地域の住民、研究者、シーカヤックやガイド船の事業者及び利用者等)への普及啓発を行う。

### **5 効果的な事業の推進のための連携の確保**

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。